給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第３２号

仙台市若林区南鍛冶町101番地の１　シャンボール第２荒町503

再生債務者　三浦　佳子

１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年11月５日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成21年12月１日まで

平成21年11月10日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第２０号

横浜市金沢区柴町366番地　市営柴町住宅３棟202号

再生債務者　大井　俊雄

１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年11月２日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成21年12月１日まで

平成21年11月10日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（再ロ）第６号

大分市三川上４丁目９番10号

再生債務者　加藤　吉勝

１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月20日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成21年12月１日まで

平成21年11月10日

大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（再ロ）第１２号

千葉県鎌ケ谷市南初富４丁目15番50号プランドールＢ202

再生債務者　藤井　康子

１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月30日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成21年12月４日まで

平成21年11月６日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（再ロ）第６号

鹿児島市坂之上３丁目12番８号

再生債務者　島田　太郎

１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月20日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成21年12月７日まで

平成21年11月９日

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２１年（再ロ）第８号

沖縄県浦添市大平２丁目７番13―306号城間荘

再生債務者　荷川取生徳

１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年11月５日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成21年12月７日まで

平成21年11月９日

那覇地方裁判所民事第３部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年十一月十一日

掲載頁　一二八頁（号外第二三九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年七月十七日

掲載頁　一六八頁（号外第一五一号）

平成二十一年十一月十八日

東京都中央区東日本橋一丁目五番六号

（甲）光陽ビジネスサービス株式会社

代表取締役　川路　耕一

東京都中央区東日本橋一丁目五番六号

（乙）三貴商事株式会社

代表取締役　村上　久広

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲及び乙）

http://home.att.ne.jp/sea/abe/sap.kessan.ichiran.04.htm

平成二十一年十一月十八日

東京都杉並区下高井戸四丁目四〇番一七号

（甲）ヒューマン・アセッツ株式会社

代表取締役　阿部　順子

東京都杉並区下高井戸四丁目四〇番一七号

（乙）ＨＡホールディングス株式会社

代表取締役　阿部　恭久

合併公告

左記の特定非営利活動法人は、平成二十一年十一月九日付の所轄庁の認証により合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

各法人の総会の承認決議は、甲・乙いずれも平成二十一年七月十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十一月十八日

新潟市北区東栄町三丁目七番一六号

（甲）特定非営利活動法人越後ふるさと再生会議　理事長　松橋　昭彦

新潟市中央区西堀通三番町七九九番地マンション西堀カメリア五〇六号

（乙）特定非営利活動法人ふれあい

代表理事　小島　廣保

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年三月十九日

掲載頁　一八五頁（号外第五十五号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年三月十九日

掲載頁　一八六頁（号外第五十五号）

平成二十一年十一月十八日

石川県金沢市御影町七番一〇号

（甲）株式会社ダンロップファルケン石川

代表取締役　架谷　憲洋

福井市今市町三八号一四番地

（乙）株式会社ダンロップファルケン福井

代表取締役　武田　秀明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十一年十二月二十一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十一年十二月四日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://info.nissen.co.jp/ir/account.htm

（乙）http://www.nissen-yb.com/company/account/index.htm

平成二十一年十一月十八日

京都市南区吉祥院這登中町一八番地

（甲）株式会社ニッセン

代表取締役　佐村　信哉

京都市南区吉祥院仁木ノ森町五五番地

（乙）株式会社ニッセンプレミアム

代表取締役　藤井　博

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議（乙は会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十一年十二月九日に予定しております。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.otsukafoods.co.jp/

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年七月六日

掲載頁　一二八頁（号外第一四二号）

平成二十一年十一月十八日

大阪市中央区大手通三丁目二番二七号

（甲）大塚食品株式会社

代表取締役社長　中井　吉人

東京都千代田区神田司町二丁目九番地

（乙）大塚ベバレジ株式会社

代表取締役社長　大塚　太郎